

様式第1号(第2条関係)

2025 年 3 月 31 日

恵那市長
小坂喬峰 様
(恵那市議会議長経由)

恵那市議会議員 猿渡南江

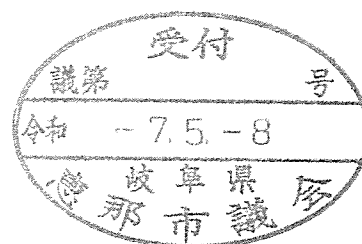
交付請求書

恵那市議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条の規定により、下記のとおり請求
します。

記

政務活動費請求金額 27,000 円

ただし、令和6年12月分～令和7年3月分



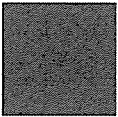
様式第2号（第2条関係）

2025 年 3 月 31 日

恵那市議会議長

鵜飼伸幸 様

恵那市議会議員 猿渡南江



収支報告書

恵那市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、令和6年12月分～令和7年3月分に係る政務活動費収支報告書を提出します。

記

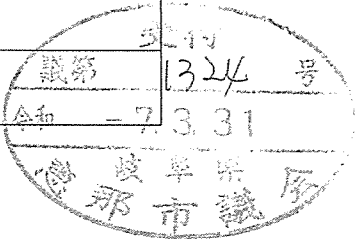
1 収 入

政務活動費 27,000 円

2 支 出

単位：円

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	27,000	市町村財政分析基礎講座
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計	27,000	



様式第3号(手引き第4章関係)

(本人作成書類)

令和 6 年度 恵那市議会政務活動費会計帳簿

議員名 猿渡南江

(令和6年 12月 1日から令和7年3月 31日まで)

単位(円)【 - 】

日付		整理 番号	条例別表 の項目名	摘 要	領収額	政務活動費 充当額	支出可能 額(残)
1	27	1	研修費	市町村財政分析基礎講座	27,000	27,000	13,000
合計					27,000	27,000	13,000

注この会計帳簿に記載する整理番号及び政務活動費充当番号及び政務活動費充当額と一致する。

様式第6号（第5条関係）

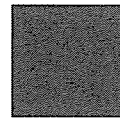
支出伝票

金額 27,000 円

政務活動費として上記の金額を支出しました。

令和7年 3 月 31 日

恵那市議会議員 猿渡南江



1 支出先
NPO 法人
多摩住民自治研究所

2 支出年月日
令和7年1月27日

3 支出の項目
研修費

4 支出の使途
研修費

5 領収書又はこれに準ずる書類を徴しがたい理由

様式第5号（第5条関係）

領収書貼付用紙

年 度	令和6年度	項 目	研修費		
整 理 番 号	1	議員名	猿渡南江		
支出の按分の状況	(按分の内容)				
	(按分率)	(政務活動費充当額)			
	100%	27,000 円			
領収書の補足説明					
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄					

No. 250124-25026013

発行日 2025年2月3日

領収書

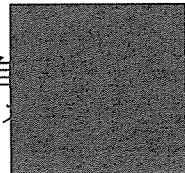
恵那市議会議員 猿渡南江 様

¥27,000-

但し、「市町村財政分析基礎講座」参加費

2025年1月27日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自
 〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エ
 TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



新 大和田流

多摩研

よくわかる! 市町村財政分析基礎講座

大和田一紘氏の財政分析基礎講座を引き継ぎ、新たにリニューアルした講座です。

まずは、ご自分の市町村の財政を把握しましょう!

ご自分の自治体の財政を学ぶことは、

その自治体の課題をトータルにとらえる力や能力を養うことです。

当講座では、自治体財政の一般論ではなく、

ご自分の自治体の財政状況を把握するための方法を学びます。

会場+
オンライン
同時開催

2025年2月2日(日)・3日(月) 18日 13:00～18:10 / 28日 9:30～16:00

会場: 三鷹市市民協働センター 会議室1

(〒181-0013 三鷹市下連雀4-17-23/JR中央線・総武線三鷹駅より徒歩15分)

講師



石山雄貴氏

(鳥取大学准教授)



目黒重夫氏

(元府中市議会議員)

● 参加費: 27,000円 (税込・以下同様)

[割引]・再受講 25,000円 ・町村議員 20,000円 ・多摩研会員(議員) 22,000円・市民 3,000円
・多摩研新規入会 21,000円 (町村議員 19,000円) ※「多摩研新規入会」の方は別途、年会費をいただきます。

● テキスト: 『五訂版 習うより慣れろの市町村財政分析』

大和田一紘・石山雄貴・菊池稔 著、2,860円(税込)

● 宿泊: 宿泊は各自でお手配ください。

● 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたはemailでお申込。
もしくは、下記の申込フォームよりお申込ください。

<https://tamajichiken.wixsite.com/info>

[FAX] 042-514-8096 [email] tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp



講座の特徴

- 総務省が公表している各自治体の「決算カード」、「類似団体比較カード」の読み方を学ぶ。
自治体財政データの見方の基本を習得。
- ご自分の自治体の実際の財政データを使用し講義を進めるため、学びながら、
ご自分の自治体への関心が広がっていくプログラム。
- 講師の他にベテランのアシスタントがいるので、小さな疑問や不明な点も気軽に質問でき、
フォローが充実。

NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 日野市神明3-10-5 エスプリ日野 103

[TEL] 042-586-7651 [FAX] 042-514-8096 [email] tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp [HP] <http://www.tamaken.org/>

プログラム
program

1日目

第1講 | 議員・市民が財政を学ぶ意義

大和田流財政分析の要点は、誰でも入手できる「決算カード」等を駆使して、経年的にデータを比較分析することにあります。現在、大和田流財政分析を学んだ市民や議員によって財政学習・市民財政白書づくりの輪が広がっています。議員経験者の講師の実話を交えながら市民・議員が財政を学ぶ意義を考えます。

第2講 | 財政収支はどうなっているか？—収支の話

わがまちの財政状況をうまく説明できますか。財政収支は赤字ですか、黒字ですか。自治体の財政収支には4つの見方があります。分析シートを用いて財政運営の特徴をつかみましょう。

グループワーク

第3講 | 歳入の仕組み

自治体の財政にはさまざまな種類の歳入科目があり、とてもややこしいです。まずは分析表を用いて、歳入の4大財源（地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債）を抑え、財政に慣れていくことを目指します。
※1日目講座終了後、交流会（参加費：5,000円）

2日目

第4講 | 歳出の仕組みを考える① 性質別歳出

自治体の歳出には2通りの分類方法があり、性質別歳出はその経済的性質ごとに分類したものです。第4講では、性質別歳出に注目し、わがまちの財政運営の特徴を把握します。

第5講 | 歳出の仕組みを考える② 目的別歳出

目的別歳出は行政分野ごとに歳出を分類したものです。目的別歳出に注目し、わがまちがこれまでどの分野に力を入れてきたのかを把握します。

第6講 | これまでの復習と財政指標の見方・考え方

第7講 | グループワーク および まとめ

講師紹介
profile

石山雄貴氏 (いしやま・ゆうき)

1989年東京都江戸川区生まれ。
鳥取大学地域学部准教授。
【主な著書】『5訂版 習うより慣れるの市町村財政分析』（共著、自治体研究社、2021年）、『財政状況資料集から読み解くわがまちの財政』（共著、自治体研究社、2019年）。

目黒重夫氏 (めくろ・しげお)

1948年福島県生まれ。
1991年より7期、府中市市議会議員を務める。
現在、多摩住民自治研究所理事。市民財政白書を作る会として『市民が分析した府中市の財政歳入編』2014年、『市民が分析した府中市の財政歳出編』2016年を発行。

私も
参加しました！

大和田流よくわかる
市町村財政分析
基礎講座



原崎 智仁氏
(福岡県福津市長)



林 伊佐雄氏
(埼玉県三芳町長)



水口 和恵氏
(東京都小平市議会議員)



糸数 貴子氏
(沖縄県那覇市議会議員)

2025年2月 市町村財政分析基礎講座 参加申込書

◆参加方法をお選びください。 ☒ オンライン ☐ 会場

ふりがな
氏名

さわたり みなえ
猿渡南江

領収書宛名(名称) ※政務活動費をお使いの方は正確に記入

恵那市議会議員 猿渡南江

住所

〒509-7201

恵那市大井町2710-47

電話

090-7698-9454

携帯

090-7698-9454

email

minaesawatari@gmail.com

◆割引

☐ 再受講

☐ 町村議員

☐ 当研究所会員

☐ 新規多摩研入会

☐ 市民

◆テキスト事前購入『習うよりなれるの市町村財政分析』

☐ する

☒ しない

◆交流会参加(参加費5,000円)

☐ する

☒ しない

◆今後の多摩研催しのご案内

●多摩研全般の催し ☐ email ☐ 郵送 ☐ 希望しない

●多摩研議員向け講座の催し ☒ email ☐ 郵送 ☐ 希望しない

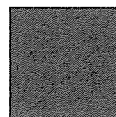
様式第4号（第4条関係）

令和7年3月31日

恵那市議会議長

鶴飼伸幸 様

恵那市議会議員 猿渡南江



研修視察等報告書

恵那市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 期 間 令和7年2月2日～令和7年2月3日

2 研修視察先

自宅オンライン

3 研修視察名

よくわかる 市町村財政分析 基礎講座

4 研修視察者

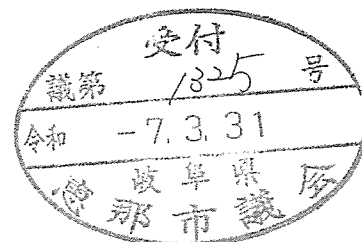
猿渡南江

5 概 要

- ① 財政を学ぶ意義
- ② 財政用語の理解
- ③ 財政の仕組みを学ぶ
- ④ 自分の自治体に活かしていく方法を学ぶ

6 効 果

自分の市の財政を学ぶことは、自治体の課題をトータルに捉える力や能力を養うことにつながる。



令和 6 年度 恵那市議会政務活動費実施（参加）記録書

議員名 猿渡南江

1.会の名称	よくわかる 市町村財政分析
2.開催日時	2025 年 2 月 2 日 13 時 00 分～ 18 時 10 分
3.会場	自宅
4.参加議員名	猿渡南江 (参加した議員全員の名前を書いてください。)
5.参加人数	1 名
6.内容（目的）	目的 自分の市の財政を把握することは重要である。 内容 ① なぜ財政を学ばなくてはいけないかを理解する。 ② 財政収支はどうなっているのか ③ 歳入の見方 詳細は別紙

注 1 関係書類を添付すること。

注 2 事業毎に別様として作成すること。

令和 6 年度 恵那市議会政務活動費実施（参加）記録書

議員名 猿渡南江

1.会の名称	よくわかる 市町村財政分析
2.開催日時	2025 年 2 月 3 日 9 時 30 分～ 16 時 00 分
3.会場	自宅
4.参加議員名	猿渡南江 (参加した議員全員の名前を書いてください。)
5.参加人数	1 名
6.内容（目的）	目的 自分の市の財政を把握することは重要である。 内容 ① 歳出の仕組みを考える。性質別歳出 ② 歳出の仕組みを考える。目的別歳出 ③ 財政指標の見方・考え方 詳細は別紙

注 1 関係書類を添付すること。

注 2 事業毎に別様として作成すること。

よくわかる！

市町村財政分析 研修会報告書

2025 年 2 月 2 日

講師 目黒重夫氏

第 1 講「財政を学ぶ意義」

☆ 財政分析を学ぶ意義

- ① 議会活動の中で予算・決算議会は特別重要
- ② 首長が予算を編成し、議会が議決、首長が提出した決算を議会が認定
- ③ 2 元代表制のもと重要な役割を議会は担っている。
- ④ 同時に予算・決算は数字ばかりだが、住民の暮らしと仕事がかかっている。

☆ 何のために財政に強くなる必要があるのか

- ① 住民の生活を守り、要求を実現するため
- ② 財政の状況・全体象を把握し、財政当局と対等に議論が必要
- ③ 自分で財政分析を行い、身に着けることが大事

☆ 大和田流財政講座の特徴

- ① 習うより慣れよ
- ② 財政用語や財政指標の理解につながる
- ③ 参加者同士の交流など、より実践的な学習

第 2 講

よくわかる！

市町村財政分析 基礎講座

講師 鳥取大学 石山雄貴氏

☆ 財政を分析する主な手法

- ① 経年比較
- ② 類似団体比較

☆ 一般会計の決算状況

- ① 歳入・歳出：決算カードについて（総務省の HP で公開）
- ② 決算カードの見方について

☆ お財布の収支の 4 つの見方

1 歳入歳出差引（形式収支）

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額

2 実質収支

形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

実質収支は実質収支比率として、よく使われる黒字・赤字の見方であり
大切

実質収支比率(%) = 実質収支 / 標準財政規模 × 100

3～5%が望ましい

3%以下:赤字ギリギリ

5%以上;お金使ってなさすぎ(やらなくてはならない仕事していない?)

演習

自分の自治体の経年変化を表に落としてみる。

実質収支比率がどのくらいか。類似団体との比較もしてみる。

3 単年度収支

当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

=この1年でどれだけお金を増やしたか、減らしたか。

4 実質単年度収支

基本的に実質収支が赤字になる予算は組まない→赤字にならないように
基金からの取り崩し

なぜ実質収支が黒字なのかへの着目

単年度収支 - 積立金取崩し額 + 積立金 + 繰上償還金

5 自治体の財政における黒字・赤字

実質収支が赤字になる予算は組まれない

自治体は黒字を出すための団体ではない。黒字が続く場合は本当はしなくてはならない仕事をしていない、税金や社会保障の負担を減らすべき?

短期的な赤字ならば、よくあること(問題はそれが続くこと)

歳入の見方

1 決算カードから

2 種類の歳入の状況が載っている

① 決算額:総額

② 経常一般財源等:経常的にはいつてくる一般財源(毎年入ってくる自治体の裁量で使えるお金)

2 一般財源と特定財源

一般財源:自由に使える財源(地方税・地方交付税)

特定財源:利用目的が決められた財源(国庫支出金・地方債)

自主財源:自ら徴収した財源

依存財源:国・県からきた財源

経常財源と臨時財源

☆ 地方歳入決算の内訳

四大財源(70～80%)

- ・地方税＝一般財源・自主財源：家計に例えると給料
- ・地方交付税(地方贈与税・地方特別交付金)＝一般財源・依存財源：仕送り
- ・国庫支出金＝特定財源・依存財源：仕送り(特別分)
- ・地方債＝特定財源・依存財源：借金と整理

☆ 地方税の大まかな見方

・地方税とは：原則として自治体の裁量で使途を決定できる一般財源かつ、自ら徴収する財源である自主財源

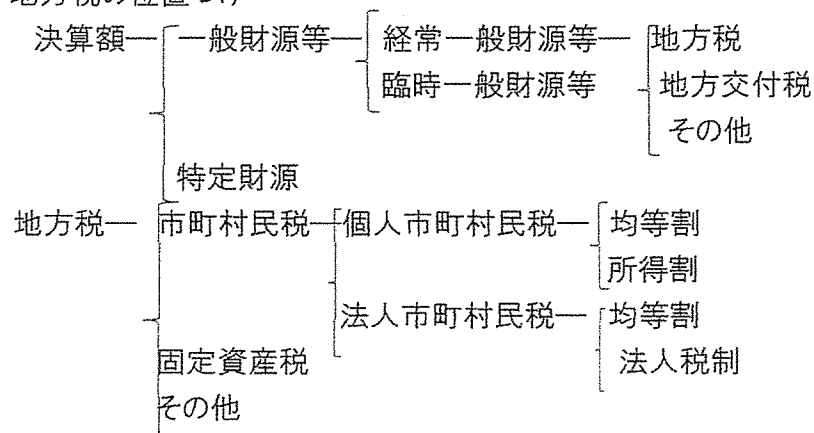
・地方税は

普通税：使途が特定されていない税

目的税：使途が特定されている税

法定外税：自治体独自に作られた地方税

・地方税の位置づけ



地方交付税の役割

本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財政の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する。いわば、「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格を持っている。

シビルミニマムと再配分

地方交付税の考え方(計算上)

・地方交付税額＝基準財政需要額－基準財政収入額

地方債の見方

- ・自治体の責任で行う借金
- ・インフラや公共施設整備等のストック財を整備するために使用目的を決めて起債

- ・基本的に赤字だから借金するわけではない。→大規模な公共事業などについて、あえて起債することで財政負担を平準化、世代間の負担を公平に
- ・重要なポイントは地方債の返済＝公債費は、一般財源が充てられる＝財政を圧迫する。

☆ 地方交付税で措置する地方債とは

- ・地方債の中には、その返済の一部を地方交付税で措置される地方債もある。
- ・地方交付税で措置されるので有利な起債とも呼ばれる
- ・基準財政需要額に上乗せすることで「地方交付税で措置」（基準財政需要額が増えれば地方交付税も増える）

例えば、公共施設等適正管理推進事業

地方債 90%（地方交付税措置 50%）・一般財源 10%

☆ 判断が分かれる臨時財政対策債

- ・国が地方自治体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額（発行可能額）の範囲内で、一旦地方自治体が借金をしてまかなっておく地方債。
- ・基準財政需要額を減額することで交付税を減らす
- ・減らされた範囲内で臨時財政対策債を起債することが可能→基準財政需要額を減額した額が臨時財政対策債発行可能額になる。
- ・発行可能額（基準財政需要額を減額した額）を後年、分割して基準財政需要額に盛り込み、交付税措置する。→実際に発行額ではなく発行可能額に対し措置することがポイント、つまり起債してもしなくても、後で措置される交付税額は一緒。
- ・交付税で措置されるので「実質的な地方交付税」とも呼ばれるが、一方で自治体の責任で行う「借金」であり、本来の地方債の性格にそぐわない。
- ・人口減少によって各行政項目の基準財政需要額が減少すれば、交付税措置したとしても、地方交付税の交付金額は純増することにはならない不安定さ。
- ・R4 以降、発行可能額は大幅に減（地方交付税の財源が以前よりも確保された）

基準財政需要額

- ・計算上その自治体を運営するには最低でもこのくらいの一般財源が必要ですよという額
- ・基準財政需要額の大まかな計算式

個別算定経費（公債費除き） + 個別算定経費（公債費）+ 包括算定経費
市町村地方交付税算定台帳を見る。

☆ 個別算定経費(公債費)とは

- ・「地方交付税で措置」する地方債償還分:例えば公共施設再編
公共施設再編にかかる起債(90%まで)の 50%程度が基準財政需要額に盛り込まれる。=交付税で措置
交付税措置分は、その額が別枠で交付されるのではなく、基準財政需要額の中に盛り込まれる形で交付される
基準財政需要額(個別算定経費・包括算定経費)は、削減されていくことが十分想定されるなかで、いくら措置されたのかわかりにくい。

☆ 個別算定経費(公債費除き)とは

- ・そのまちの人口規模等をもとに見積もられた、そのまちの各行政事業(消防、港湾、都市計画、公園、下水道、その他の土木費、教育、生活保護、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、清掃費、農業行政など)に必要な一般財源等の総額。
計算式:単価(単位費用)×数(測定単位)×補正係数
・消防の場合は、測定単位に人口
・教育費の場合は、学校数、学級数、児童数
・道路橋梁費の場合は、道路の長さ、面積が用いられる。

↓

基準財政需要額=単位費用×測定単位×補正係数

単位費用:行政分野ごとの 1 単位当たりの単価(R3 年の消防費の単価は 11.7 千円/一人当たり)

測定単位:行政分野ごとの実態(人口など)

☆ 単位費用とは(地方交付税法第 2 条六)

道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

☆ 臨時費目とは

2021 年(R5)では、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費が盛り込まれているが、それはその時々の政策によって異なる。

例えば、地域デジタル社会推進費は、DX 化の推進によって開始。

国主導による地方政策(例えば、地方創生や DX 化)を推進するための費用を補助することを目的に、基準財政需要額に上乗せするための算定項目。

歳出の見方

- ☆ 目的別歳出:経費を行政目的ごとに分類したもの
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、教育費、諸支出金、公債費、災害復旧費、予備費
- ☆ 性質別歳出:経費を経済性質別に分類したもの
人件費、物件費、扶助費、投資的経費等

目的別歳出

議会費:議会活動に要する経費
総務費:人事、企画、徴税、選挙などに要する経費
民生費:福祉に要する経費
衛生費:公衆衛生に関する経費
労働費:労働福祉の事業に要する経費
土木費:道路、公園や区画整理などの事業に要する経費
教育費:市町村が負担する教育に関する経費
公債費:地方債を返済するための経費

目的別歳出の決算額をみると、どこに力をいれているかわかる。充当一般財源を気にする。決算額だけみて判断しない。

↓

実習

決算額と充当一般財源額

- ・充当一般財源:自治体の裁量で使い道をきめた結果の額
- ・充当特定財源:予め用途が決められて入ってきた金額をその用途通りに支出した結果の額
- ・民生費の多くは特定財源
例 児童手当、生活保護事業における保護費:国 3/4、地方自治体 1/4 を負担

☆ 民生費について詳しく見る必要

民生費の内訳

- ・民生費の増加
- ・民生費を細かく見る

社会福祉費:障がい者福祉や国民健康保険への拠出金など
老人福祉費:後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への拠出金など
児童福祉費:児童福祉に関する経費
生活保護費:生活保護に関する経費
災害救助費:避難所運営等に関する経費

☆ 民生費について詳しく見るための資料

- ・予算書・決算書：分類方法は自治体によって違う
- ・地方財政状況調査：都道府県や市町村など各地方公共団体の決算に関する統計調査であり、団体によって会計の範囲が異なるため、統一的な会計区分を定め、団体間で比較できるようにしている。

☆ 公債費への着目

- ・公債費：地方債償還にかかるお金
- ・基本的に一般財源等が充てられる
- ・公債費が多いと財政が圧迫される
- ・一部地方交付税で措置されるものもある。（経過的にみていく必要あり）
- ・公債費負担比率：地方公共団体の一般財源等総額に占める公債費の割合
一般的には 15%が警戒ライン、20%が危険ライン

性質別歳出

人件費：市職員の給与や退職金

扶助費：社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくものや市独自事業も）

物件費：賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料

補助費等：主に市内の団体などに補助するために交付する費用

拠出金：別の会計（特別会計）に支出される費用。なお、法適用事業への拠出金は「補助費等」、法非適用事業への拠出金は「繰出金」に分類される。

投資的経費：主として道路の新設や保育所・小中学校も改築などの建設事業費（普通建設事業費）

公債費：地方債を返済する費用

積立金：貯金した費用

義務的経費

その支出が義務付けられ、簡単に削減することができない硬直性の強い経費→歳出に対し、義務的経費が占める割合が大きいと財政が硬直化しているとみなされる。

一番削りやすいのは人件費。ただし、もう削り切った印象があり、さらなる削減のために、公共施設再編があるように思える。

どの分野でへってきているのか、分析する。グラフ化するとよくわかる。

経常収支比率の見方

☆ 経常収支比率とは

- ・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常収支比率(%) = 経常経費充当一般財源等 / (経常一般財源等 + 臨時財政対策債等) × 100

注：臨時財政対策債はどうして始まったのか。国はお金がない→地方交付税減らした→かわりに地方公共団体で発行しても良い＝一般財源のように使える。自治体の判断に任せられる。しかし、分母が多くなると、係数が下がる。

経常一般財源等：経常的に入ってくる一般財源等額（決算カード中央下部）

経常経費充当一般財源等：経常的に使う経費に充てられた一般財源等の額（決算カード左上「歳入の状況」にある経常一般財源等の歳入合計）

- ☆ 経常収支比率が低いと経常経費に経常一般財源等を充ててもまだ余裕があるので、臨時的な経費への支出をすることができたり、景気や歳入の変動に対応できると考えられる。
- ☆ 経常収支比率が高いとそうした余裕がないので、「財政が硬直化している」と判断される。
- ☆ 自分たちのまちで経常収支比率がどのくらいが適正だと判断するか。
- ☆ 財政状況を市民に知らせる必要がある。
- ☆ 積立金（財調？）10～15%ぐらいが健全かな。多い→お金を余らせている。いいことではない。